

## 令和5年度 宮城県離職者等再就職訓練事業（第2回）企画提案募集要領

宮城県では、離職中や求職中の方々の再就職を支援するため、仕事に活かせる知識やスキルを身につける職業訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施する。

本事業は、民間教育訓練機関等が持っている知識やノウハウ等により効果的・効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、契約候補者の選定を行う。

### 1 事業名・内容

宮城県離職者等再就職訓練事業

#### (1) 事業の趣旨・目的

厚生労働省が定める「委託訓練実施要領」に基づき、離職者等を対象として、再就職に必要な知識や技能を習得し、再就職できることを目的とした公共職業訓練を、専修学校等の民間教育訓練機関等に委託して実施する。

#### (2) 事業概要及び委託単価上限額

各「離職者等再就職訓練仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

### 2 スケジュール 【10月～3月開講分】

・公募開始	令和5年5月10日（水）
・質問の受付期限	令和5年5月17日（水）
・質問の回答期限	令和5年5月19日（金）
・提案書類提出期限	令和5年6月7日（水）必着
・選定委員会	令和5年7月上旬
・選定結果通知	令和5年7月上旬
・選定結果の公表	令和5年7月上旬
・契約締結	各高等技術専門校から通知
・事業開始	} 訓練科目ごとに異なる
・事業終了	

### 3 応募資格

次に掲げる条件を全て満たした事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号に該当する者でないこと。
- (2) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。

- (4) 宮城県が発注する業務に関して、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 受託希望の訓練科を宮城県内またはその周辺地域で実施できること。
- (6) 訓練受講者に対する就職支援体制を有していること。
- (7) 訓練実施施設に就職支援責任者を設置し、訓練受講者に対する就職支援を行えること。
- (8) キャリアコンサルタント、ジョブ・カード作成アドバイザー、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保持する者を配置し、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価を実施できること。
- (9) 安定した事業運営が可能と認められること。原則として、受託希望の訓練科と同等の教育訓練を1年程度実施しており、入校実績・修了実績を有する者であること。
- (10) 企画提案書提出時までには事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、訓練期間中、訓練を実施する上で必要となる教室、設備及び備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であること。具体的には、次の要件を全て満たしていること。
- ア 企画提案説明書3-1に示す定員以上の設定が可能であること。
- イ 施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者1人を配置でき、また、訓練受講者からの問い合わせ等に常時対応する窓口としての事務担当者を訓練実施場所に1人以上配置できること。
- ウ 教室の面積は、訓練受講者1人当たり1.65㎡以上であること。
- エ 屋内は全面禁煙であること。
- オ カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、次の要件を全て満たしていること。
- ① パソコンが1人1台の割合で設置されていること。
- ② ソフトウェアは、使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。
- カ 雇用保険適用事業所であること。
- キ 委託契約を締結する日において、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」の有効な受講証明書を有する者が事業者にな籍していること。又は事業者がISO29993（公式教育外の学習サービス—サービス要求事項）及びISO21001（教育機関—教育機関に対するマネジメントシステム—要求事項及び利用の手引）を取得していること。（以下「ガイドライン研修等の受講要件」という。）
- (11) 教育訓練を効果的に指導できる知識、能力及び経験を有する講師が訓練を適正に運営するために十分確保されていること。具体的には、次の要件を満たしていること。
- ア 講師は、実技にあっては訓練受講生15人までは1人以上、15人を超えるときは2人以上（助手を含む）の配置を標準とし、学科にあっては訓練受講者30人までは1人以上、30人を超えるときは2人以上の配置を標準とすること。
- イ 講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件に適合するなど、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者とする。なお、学歴、実務経験等の要件に適合するとは、職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、又は、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能な者を含む。）であること。

参考：「職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者等」とは次の者を言います。

- 教科に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後一年以上の実務経験を有する者
- 教科に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後三年以上の実務経験を有する者
- 教科に関し、大学（短期大学を除く）を卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有する者
- 教科に関し、短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有する者
- 教科に関し、職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者

(イ) 一級の技能検定又は単一級の技能検定に合格した者

(ロ) 二級の技能検定に合格した者等

※その他については、宮城県経済商工観光部産業人材対策課にお問い合わせください。

(12) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。

- ア この受託業務の実施に係る基本的な部分において、著作権法違反等の関係法令に違反し、処罰の対象等となった者であって、当該事実が判明した日から2年を経過していない者。
- イ 税法等の公序良俗に違反し、社会通念上、委託先事業者とすることが相応しくないと発注者が判断した者。
- ウ 就職状況調査において不正受給となった者であって、不正行為に係る処分を通知した日から5年を経過していない者。
- エ その他、公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと発注者が判断した者又は判断する者。

(13) 個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な管理を行うことができる者であること。

(14) 「介護職員初任者研修」を含む訓練を実施する場合は、企画提案書提出時までに、「宮城県介護員養成研修事業実施要綱」及び「宮城県介護員養成研修事業者指定要領」に基づき、介護職員初任者研修を実施する事業所の指定を受け、かつ、原則として、当該コースの募集開始1か月前までに、応募する訓練コースを研修として申請できる者。

#### 4 託児サービスの設定について <「PC基礎科（時短コース）」のみ設定可能>

（育児等との両立に配慮した再就職支援コース）

託児サービスを設定する場合は、訓練期間中及び休憩時間中に託児サービスを自ら又は委託により提供できる者とし、託児利用定員1人以上の託児サービスを提供すること。また、託児サービスの提供機関は次の（1）～（4）の基準について、いずれにも該当する機関であること。

なお、託児サービスを設定しない場合でも応募は可能だが、同一コースに複数の企画書が提出された場合は、企画書の審査において、託児サービスの設定の有無を考慮する。

(1) 児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設。

ア 保育所（保育所型認定こども園を含む）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。

イ 小規模保育事業

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を

満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。

#### ウ 家庭的保育事業

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。

#### エ 幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。

#### オ 認可外保育施設（地方裁量型認定こども園を含む）

認可外保育施設指導監督基準を満たしており、自治体等が発行する「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設に限る。

#### カ 一時預かり事業を行う施設

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。

- (2) 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に必ず加入すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）。
- (3) 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。
- (4) 上記のほか、各自治体等において別途基準等を定めている場合はこれを遵守すること。

## 5 企画提案内容

- (1) 訓練実施施設の概要、職業訓練の実績、訓練カリキュラム、訓練講師名簿等。
- (2) 訓練の内容、就職支援の計画（資格取得及び就職、定着に向けた支援内容）。
- (3) 適正な事業執行に向けた訓練実施体制等。
  - ※「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」に沿った、質の高い職業訓練サービスを提供できる内容とすること。
- (4) 年代・職種を問わず、様々な人材が基礎的なITスキルを身につけることは重要であることから、デジタル分野以外の訓練コースにおいても、基礎的ITスキルを習得するための科目が盛り込まれたカリキュラムの設定に努めること。※具体的カリキュラム内容については、別添5「実務に役立つIT活用力習得コース モデルカリキュラム」を参照のこと。
- (5) 訓練効果の向上や就職後の定着率向上のため、職場見学、職場体験及び職場実習のいずれかをカリキュラムに組み込むことについて積極的に検討すること。なお、職場見学等を設定する場合は、職場見学等を実施中の訓練受講者による受入先事業所の設備や他人に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入が望ましい。また、職場見学等を実施した場合は発注者に報告すること。

## 6 応募の手続き

### (1) 企画提案書類の提出について

2に定める提出期限内に、下記宛先まで提出すること。なお、郵送時は、封筒に「委託訓練事業企画提案書在中」と表記し、簡易書留、特定記録等を用い配達記録が残るようにすること。

宛先	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎14階北側
送付先	宮城県経済商工観光部 産業人材対策課 人材育成第一班
電話番号	022-211-2762

## (2) 応募関係書類

3 応募資格を確認の上、必要な書類を下記により提出すること。

ア 企画提案書（様式1～8、別紙1～8、その他コースに応募する場合は提案理由書  
5部（正1部 副4部）

- ① 仕様書等に基づき企画提案書を作成し提出すること。
- ② 規格はA4版とすること。
- ③ 片面・白黒印刷で作成すること。
- ④ 様式1～6・別紙1～8にページ番号を下部、中央につけること。なお、受託申請チェック表、申請書類一覧表、資料及び様式7・8（託児サービスに係る書類）はページ数に含まない。
- ⑤ 様式6「訓練の内容」・別紙3「就職支援の計画」は、2ページ以内で作成すること。文字は10.5ポイント以上。
- ⑥ 発注者が求める書類以外の、別紙・別添・別冊等は提出しないこと。

イ その他 必要な資料 2部

※詳細は「応募書類チェック表」及び「企画提案書類一覧表」により、提出書類及び提出部数を確認し、当該チェック表、一覧表も提出すること。

## (3) 選定後に発注者に提出する書類

ア 入札時に提出する書類 2部

「企画提案書類一覧表」に規定する「入札時に提出する書類」（様式9、様式10）は、10による契約手続きにおいて、入札の際に発注者に提出すること。

イ 契約後7日以内に提出する書類 2部

業務委託契約関係書類提出書（様式11）により「企画提案書類一覧表」に規定する「契約後7日以内に提出する書類」を、10による契約締結後7日以内に発注者へ提出すること。

なお、提出された書類が、企画提案申請書類の内容と異なる場合は、「発注者の解除権」により契約を取り消す可能性があるため、十分留意すること。

## (4) 企画提案書作成上の留意事項

ア 企画提案書は、訓練日程や真に実施可能な訓練コースであることを踏まえて提出することとし、1つの訓練コースについて、同一法人が複数の企画提案を行うことはできない。また、契約候補者として選定された後の辞退は認めない。

※選定された場合に受託できるコースのみ受け付けることとし、企画提案書提出後に施設収容状況等を理由とする辞退は認めない。また、日程の重複等による調整は行わない。

イ 企画提案書は、離職者等の受講が見込まれ、かつ、訓練受講者の就職促進に真に資する内容とすること。また、同一の地域で、同一の訓練科・カリキュラム内容で複数のコースに応募する事業者にあつては、一つの企画提案書に複数のコースを記載して構わない。この場合、(2)アに示す様式4及び訓練期間等、異なる記載をする様式については、応募するコースごとに作成すること。

ウ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

エ 企画提案書の内容は、訓練開始時の状況（見込み）を記載することとし、契約候補者選定後は真にやむを得ない理由を除き、契約候補者の事情による企画提案書の変更は認めない。

オ 訓練日程については、企画提案説明書 3-1の期間とし、発注者の許可がない限り、変更は認めない。

カ 訓練定員については、企画提案説明書 3-1のとおりとするが、訓練受講希望者の応募状況によっては、発注者と契約候補者との協議により定員を増やすことがある。

キ (1) に示す提出書類の他に、発注者が必要と認める場合には、その他書類の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書を提出した後の変更等

提出された書類については、提出後の訂正、差し替え、変更及び取消は一切認めない（発注者が補正を求めた場合を除く）。また、提出された書類は一切返却しない。提出後に取り下げた場合も同様とする。

(6) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、企画提案を無効とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。

イ 本要領並びに 企画提案説明書 3-2 及び 企画提案説明書 3-3 に従っていない場合。

ウ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合。

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合。

(7) その他

ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願を郵送にて提出すること。

イ 企画提案書の再提出は、認めない。

ウ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある。

エ 企画提案書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

## 7 質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出について

2に定める期日までに、電子メールにより質問書（別紙様式）を下記メールアドレスに提出すること。電子メールの表題は「【質問書】令和5年度委託訓練」とすること。

提出先	<a href="mailto:sanzin1@pref.miyagi.lg.jp">sanzin1@pref.miyagi.lg.jp</a> 宮城県経済商工観光部 産業人材対策課 人材育成第一班
-----	--

(2) 回答

受付期間内に到着した質問に対する回答は、2に定める期日を目途に宮城県産業人材対策課のホームページへ掲載する。

※産業人材対策課ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/>

※質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

## 8 審査の方法・審査基準

(1) 3年以内（令和2年度以降）に本事業の訓練実績があり、提案者が単独の場合、提案内容と就職実績を確認し、支障がなければ契約候補者として、令和5年度宮城県離職者等再就職訓練事業（第2回）公募型プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告する。

(2) (1) に該当しない場合、又は提案者が複数の場合については、応募のあった訓練科の企

企画提案書について、選定委員会において、以下の評価基準等に基づいて審査する。

**評価基準等**

評価項目	評価内容	配点
(1) 訓練実施体制	受託実績、立地環境、施設設備、職業訓練サービスガイドライン研修等の受講要件・適合事業所認定の取得等	15点
(2) 訓練の実績	公的職業訓練の過去の就職率、資格取得実績等	36点
(3) 訓練の内容	教科目の指導方法、テキストの工夫、評価方法等	15点
(4) 運営体制	担任、訓練講師、就職支援責任者・担当者の配置等	11点
(5) 就職支援の計画	キャリアコンサルティング、模擬面接、就職講話実施等	20点
(6) 事業の執行	事務局体制、的確な事務処理等	3点
	合計	100点

【順位点・・・1位：2点、2位：1点、3位以下：0点】

※円滑な委託訓練の実施を図る観点から、過去2年以内に本事業に係る苦情やその他訓練実施に関して宮城県から文書指導を受けた場合は10点を減ずる。

(3) 知識等習得コースにおける特例

過去に開講した同一又は類似の訓練コース（以下「同種の訓練コース」という。）における就職支援経費就職率が2回連続して35%未満となった場合、それ以後直近の宮城県が行う委託先機関選定に当たって、当該提案者が同種の訓練コースの設定を希望する場合には、当該訓練コースは委託の対象としない。ただし、直近の委託先機関選定までの間において、同種の訓練コースの実施に関して既に委託契約を締結又は締結を予定している場合には、発注者による改善指導・助言を受けることを前提に当該訓練コースに係る委託契約の締結、訓練実施を認めることとする。この際、以後直近の委託先機関選定までの間に実施した訓練コースの就職支援経費就職率が35%以上となった場合に限り、当該提案者が当該訓練コースの設定を希望する場合、委託の対象とする。

なお、この項における「就職支援経費就職率」の算定に係る就職者については、**企画提案説明書2-離**7(2)ウに定める対象就職者に準ずる。

$$\frac{\text{＜委託先機関の選定に係る就職率（就職支援経費就職率）＞}}{\text{（訓練修了3か月後の就職者数＋就職のための中退者）}} \times 100$$

$$\text{（訓練修了者＋就職のための中退者）}$$

(4) 業務の目的に合致し効率的かつ効果的な企画で、各委員が付けた順位点が一番高い提案を行った1者を契約候補者として選定する。

(5) 各委員が採点した得点の総計の平均が50点に満たない場合は、契約候補者の対象外とする。

(6) 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(7) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるとき。

イ 他の企画提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の企画提案者に対して、企画提案の内容を意図的に開示したとき。

エ 企画提案書類に虚偽の記載を行ったとき。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。

## 9 審査結果

(1) 審査結果の通知

選定委員会終了後、企画提案者に対し書面にて通知する。

(2) 審査結果の公表

契約候補者選定過程の透明性を確保するため、契約候補者の事業者名称等について、産業人材対策課のホームページにて公表する。

(3) 契約

ア 契約候補者が選定された後、訓練科ごとに発注者と契約手続きを行う。契約に関する手続きの詳細・時期等については、契約候補者選定後、発注者から説明を行う。また、契約に関する諸手続きは、本要領及び別紙仕様書の内容により行う。

イ 契約交渉の相手方として選定された事業者が、契約締結日までに3 応募資格に該当しなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

ウ 発注者は、下記の地域区分に応じた各高等技術専門校の長とする。eラーニングコース（e-1）については、訓練実施予定場所を限定せず、発注者については石巻高等技術専門校とする。

地域区分	訓練実施予定場所	発注者
県南地域	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡	白石高等技術専門校
仙台地域	仙台市、名取市、岩沼市、塩釜市、多賀城市、富谷市、宮城郡、黒川郡、亶理郡	仙台高等技術専門校
県北地域	大崎市、栗原市、加美郡、遠田郡	大崎高等技術専門校
県東地域	石巻市、東松島市、登米市、牡鹿郡	石巻高等技術専門校
気仙沼地域	気仙沼市、本吉郡、またはその周辺地域	気仙沼高等技術専門校

## 10 委託契約の締結について

原則として、選定委員会で選定された事業者を契約候補者として、本委託業務を委託するものとする。県は、選定した契約候補者と詳細を協議し、別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結する。

なお、選定された事業者が業務委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価

を受けた事業者を契約候補者として、業務委託契約を締結する。

採択された提案の実際の業務内容や進め方については、随時、県と協議して決定する。

### 1 1 注意事項

(1) 本要領に定めのない事項については、発注者の指示に従うこと。

(2) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。

### 1 2 問い合わせ先

住所	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎14階北側
担当課	宮城県経済商工観光部 産業人材対策課 人材育成第一班
電話番号	022-211-2762